

心配ごと・福祉なんでも相談



全国一斉「人権擁護委員の日」
特設人権相談所を開設します

6月1日は「人権擁護委員の日」です。みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 6月8日（火） 午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 そびあしんぐう

相談員 人権擁護委員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、いじめや差別などの相談

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

※高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理の不安、生きがい活動などの相談は、町社会福祉協議会で随時受け付けています。

問い合わせ先 役場総務課 ☎963-1730（直）

社会福祉協議会 ☎963-0921（直）

お詫びと訂正

今月の広報と一緒に配布している「みんなで支える介護保険パンフレット」の記載内容に誤りがありました。お詫びして訂正します。

36ページ、利用者負担のめやす（1日あたり）表の、利用者負担段階第2段階の、居住費等の負担限度額の従来型個室

誤：490円（320円）

正：490円（420円）

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課

（高齢者福祉担当） ☎710-8286

新型コロナウイルスワクチン情報

5月7日現在の情報です。変更の可能性があります。

【現在の状況】

85歳以上（昭和12年4月1日以前に生まれた人）への接種券（クーポン券）送付を完了し、接種が始まっています。今後、順次接種対象者を拡げていきます。高齢者分のワクチンは、6月以降に十分供給されます。安心してお待ちください。

【今後の接種券送付スケジュール】

5月20日頃 75歳以上（昭和22年4月1日以前に生まれた人）

6月中旬 64歳～74歳（昭和22年4月2日～昭和32年4月1日に生まれた人）

お詫びと訂正

アクティブ新宮5月号「新型コロナウイルス接種のお知らせ」に記載の生年月日に誤りがあったため、お詫びして訂正します。

誤：64歳～74歳の人（昭和21年3月31日～昭和32年4月1日に生まれた人）

正：64歳～74歳の人（昭和22年4月2日～昭和32年4月1日に生まれた人）

【今後の高齢者集団接種日程について】

現在決定しているふれあい交流館での集団接種日程は次のとおりです。2回目の接種は1回目接種日の3週間後です。

1回目	➔	2回目	時間
6月13日（日）	➔	7月4日（日）	午前10時～正午 午後2時～4時
6月20日（日）	➔	7月11日（日）	
6月27日（日）	➔	7月18日（日）	
7月4日（日）	➔	7月25日（日）	

上記日程の予約は、新宮町コロナワクチン接種専用ダイヤルにて6月1日（火）から受け付けます。予約には町から郵送される接種券が必要です。

※月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（祝休日は除く）

○接種場所・日時、接種券などについて

新宮町コロナワクチン接種専用ダイヤル
☎710-8306（直）

○ワクチンの効果や、副反応について

福岡県新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル
☎0570-072-972（ナビダイヤル）

町営住宅の入居者を募集します

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直)

【募集团地】

	裏田団地(昭和51年度建築)	三代団地(昭和56年度建築)	緑ヶ浜団地(令和2年度建築)
所在地	上府北二丁目13番17号	三代651番地2	緑ヶ浜二丁目30番1号、2号
募集戸数	1戸	2戸	12戸 (うち、障がい者専用住戸2戸)
間取り	3DK (和室3、台所、風呂、トイレ)	3DK (和室3、台所、風呂、トイレ)	2DK (洋室2、台所、風呂、トイレ)

【入居資格】

入居資格の概要です。詳細は申込書と一緒に配布します。

- ①新宮町内に住所または勤務先がある人
- ②成年者(20歳未満の既婚者含む)で、同居しようとする親族がいる人

※婚約中の人または、事実上婚姻関係にある人を含む
※条件によっては単身での入居可能

- ③収入基準に合う人

同居しようとする親族(婚約者も含む)全員の所得合算後、公営住宅法に定める諸控除を差し引き計算した月額が次の金額であること

- 一般世帯 15万8,000円以下
- 高齢者、障がい者世帯など 21万4,000円以下

- ④現に住宅に困窮していることが明らかなる人

- ⑤申込者および同居しようとする親族(婚約者も含む)が暴力団員でないこと

※緑ヶ浜団地障がい者用住戸は、①～⑤の資格に該当し、かつ、申込者または同居しようとする親族が現に車椅子を常時使用し、下肢または体幹機能障害2級以上の障がいがあり、身体障害者手帳を交付されている人

【入居者の選考方法】

申込者が募集戸数を超える場合は、住宅困窮度の高い世帯から決定します。

【入居時期】 7月上旬

【募集期間】 6月1日(火)～6月11日(金)

【申込書配布場所】 役場環境課 窓口

【申込方法】 郵送または環境課窓口を持参

【申込条件】 申込みは、1世帯1団地のみです。複数の申込みは失格となります。

離乳食教室 もぐもぐ講座(後期コース)

問い合わせ先 しんぐう子育てサポートセンター(シーオーレ新宮子育て支援課) ☎963-2995(直)

離乳食を始めて数か月たつと、食べられる食材や量が増えていき、初期とは違った疑問や心配ごとが出てくるものです。講座では、離乳後期からの離乳食づくりの疑問に答えます。月齢にあわせた食材やメニューを楽しく学びましょう。

【日時】

- 7月14日(水) ①午前10時～11時
- ②午前11時～正午

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内に住むおもに離乳後期～完了期の乳児の保護者

【参加費】 無料

【内容】

管理栄養士による離乳食の話、調理の実演見学

【定員】 各回6人程度(先着順)

【託児】 申込時に予約(人数に限りがあります。子どもと一緒に参加もできます)

【必要なもの】 筆記用具、託児に必要なもの(ミルク、お茶、おむつなど)

【申込方法】 窓口、電話

【申込期間】 5月31日(月)～7月7日(水)

【申込先】 しんぐう子育てサポートセンター(シーオーレ新宮子育て支援課)

「新宮町SDGs夏休み子ども講座」受講生募集

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111(直)

最近よく耳にする「SDGs」。国連サミットで採択された、持続可能でよりよい社会の実現をめざす17の国際目標です。多くの国のさまざまな企業や団体で、SDGsの取り組みが実施されています。夏休み子ども講座をとおして、何か一つ“できること”を見つけてみませんか。

詳細は、各小学校で配布するチラシ、または町ホームページをご覧ください。

【講座の予定】

講座名	日時	対象	定員
工作教室Ⅰ(低学年)	7月30日(金)午前10時～正午	町内の小学1年生～3年生	20人
工作教室Ⅱ(高学年)	7月29日(木)午前10時～正午	町内の小学4年生～6年生	40人
工作教室Ⅲ	8月20日(金)時間未定	町内の小学生	20人
理科実験教室Ⅰ	8月5日(木)午前10時～11時30分	町内の小学生	24人
理科実験教室Ⅱ	8月19日(木)時間未定	町内の小学生	20人
親子de工作教室Ⅰ	7月31日(土)午前10時～正午	町内の小学生とその保護者	各10組
親子deパン教室	8月16日(月)、8月17日(火) 両日とも午前9時30分～午後1時		各12組
親子de料理教室	8月12日(木)午前9時30分～午後1時		各12組
親子deお菓子教室	8月3日(火)午前10時～午後1時		

【受講料】 無料

※材料費などは実費負担です。金額は内容により異なります。

【申込方法】 そびあしんぐう、シーオーレ新宮窓口に提出。インターネットでも申し込みできます。

【申込締切日】 7月2日(金) 午後5時(必着)

※土曜日・日曜日、夜間(午後10時まで)も受け付けます。インターネットは24時間申し込み可能

です。

※定員を超えた場合は抽選となり、抽選結果を通知します。

※託児はありません。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座の中止や定員・日時・内容の変更をする場合があります。

教育委員に横山さんが再任

横山英治さん(下府1)が4月1日付けで再任され、3期目となりました。任期は、令和7年3月31日(月)までの4年間です。

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739(直)



▲横山英治さん

胃内視鏡(胃カメラ)検診が始まります

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課(健康づくり担当)
☎962-5151(直)

6月1日(火)から12月31日(金)までの期間、実施医療機関において胃内視鏡(胃カメラ)検診が受けられます。対象者のうち検診を希望する人は事前に申請が必要です。

胃内視鏡検診と、集団検診の胃がん検診(バリウム検査)を重複して受診することはできません。

【対象者】 新宮町に住所を有し、令和4年3月31日(木)時点で50歳以上の偶数年齢の人

【自己負担金】 検査費用 3,000円
直接医療機関にお支払いください

実施医療機関(町内医療機関)

医療機関名	電話番号
川崎内科医院	☎962-1931
竹村医院	☎962-0846
原外科医院	☎962-0704
ひぐち内科クリニック	☎963-2800
やまだ消化器科内科クリニック	☎941-2225

その他糟屋地区の25医療機関でも受診できます。町ホームページにて、ご確認ください。

【申請方法】

認め印、本人確認書類を持参の上、福祉センター健康福祉課窓口で申請してください。郵送でも受け付けます。申請書は窓口で配布または、町ホームページからダウンロードできます。

申請受付後、胃内視鏡検診受診券を発行します。直接医療機関に予約をしてください。

お詫びと訂正

今年度65歳を迎える人に、4月中旬に郵送した高齢者肺炎球菌予防接種申込票(ハガキ)の対象年度に記載誤りがありました。お詫びして訂正します。

高齢者肺炎球菌予防接種申込票(ハガキ)記載
誤：令和2年度
正：令和3年度

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課
(健康づくり担当) ☎962-5151

パパママ教室

問い合わせ先 しんぐう子育てサポートセンター
(シーオーレ新宮子育て支援課) ☎963-2995(直)

妊娠中はお父さん・お母さんになるための準備期間です。パパママ教室では、妊娠中から知っておくと役立つことをたくさんお伝えします。お腹の赤ちゃんの育ち方やお産に向けての準備、子育てで大切なことを一緒に学びましょう。

【日時】 7月2日(金)午前10時～正午

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内に住む妊婦とその夫

※1人での参加も可能です。託児はありませんが、お子さんと一緒に参加できます。

【内容】

○妊娠中・産後の過ごし方、パパの関わりなどについて(助産師による講話)

○赤ちゃんのお風呂入れ体験、パパの妊婦体験

【必要なもの】 母子健康手帳、筆記用具

【参加費】 無料

【定員】 8組程度

【申込方法】 子育て支援課窓口、電話

【申込期間】 5月28日(金)～6月25日(金)

【申込先】 しんぐう子育てサポートセンター

「心と体の発達」巡回教育相談

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739(直)

お子さんの心と体の発達状況について、心配していることや不安に思っていることに専門家が相談に応じます。どんな小さなことでも結構です。この機会にぜひご利用ください。

【日時】 7月19日(月)午前9時～午後4時30分

【場所】 役場および近隣の施設など(予定)

※個人面談を実施しますので、後日申込者に会場および時間を案内します。

【対象】 就学前児の保護者

【内容】

○日常生活で困っている問題

○幼稚園などで困っている問題

○子どもの発達、発育障がいに関する問題 など

【相談員】 県立特別支援学校教育相談員、巡回教育相談員

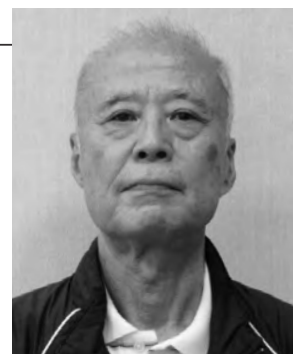
【申込締切日】 6月15日(火)午後5時

【申込先】 役場学校教育課

上府1の民生委員・児童委員が交代しました

4月1日から、渡尚文さんに代わり、平井信幸さんが上府1の民生委員・児童委員に委嘱されました。任期は、他の行政区と同じ令和4年11月30日(水)までです。

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアで、地域の身近な相談相手として、生活の心配ごとや困りごとの相談に応じています。民生委員・児童委員には守秘義務があります。自分のことや近所のことなどで何か困ったことがあれば、気軽に担当地区の民生委員・児童委員に相談してください。



▲平井信幸さん

問い合わせ先 役場健康福祉課 ☎962-0239(直)

国民健康保険税納税通知書送付のお知らせ

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

令和3年度の国民健康保険税納税通知書を、6月中旬に発送します。国民健康保険税は、国民健康保険法の規定により住民票の世帯主が納税義務者となります。世帯主宛に通知しますので、必ず確認してください。

【令和3年度の税率】

区 分	医療保険分	後期支援金分	介護納付金分
所得割(被保険者全員の総所得に応じて算出)	7.90%	2.50%	2.20%
均等割(被保険者一人あたりの額)	2万8,000円	9,000円	1万円
平等割(一世帯あたりの額)	3万円	9,000円	8,000円
賦課限度額	63万円	19万円	17万円

○医療保険分と後期支援金分は、全被保険者で負担します。

○介護納付金分は介護保険第2号被保険者の40歳以上65歳未満の被保険者で負担します。

【軽減割合】 世帯の合計所得金額である「軽減基準総所得金額」が国の定める基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯の令和2年中の合計所得金額が下記に該当する場合
7割	43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
5割	43万円+28万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
2割	43万円+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)以下

※軽減判定の際は、擬制世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主)の所得を含みます。

※給与所得者などとは、一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人のことです。

※被保険者数には、同じ世帯の中で国保の被保険者から後期の被保険者に移行した人を含みます。

消防トピックス

粕屋北部消防本部 ☎944-0131
<http://www.khfd-119.koga.fukuoka.jp/>



熱中症の予防

例年、梅雨が明けると、最高気温が35度以上の猛暑日になる日もあります。



急な気温の上昇により、熱中症にかかる人が増加します。

～予防のポイント～

- ◎室温が28度を超えないようにエアコンや扇風機を活用しましょう。
- ◎のどがかわいていなくてもこまめに水分補給をしましょう。
- ◎外出時は涼しい服装で、帽子や日傘など日よけ対策をしましょう。
- ◎運動や作業をする際は、無理をせず適度に休憩をとりましょう。
- ◎日ごろから体力づくりと栄養バランスのよい食事を心がけましょう。

★次の場合はためらわず救急車を呼びましょう。

- ・呼びかけたときに意識がない、または反応がおかしいとき
- ・自分で水分をとることができないとき



第56回 新宮町消防団消防操法大会の中止について

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734(直)

6月27日(日)に予定していた第56回新宮町消防団消防操法大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止します。また、糟屋地区消防操法大会および福岡県消防操法大会も中止となりました。

『転倒予防教室』受講生募集

問い合わせ先 町地域包括支援センター(町福祉センター内)
 ☎963-0663(直)

介護予防をテーマに開催しています。

日常生活のなかで、何気ない段差につまずきそうになったことはありませんか。足腰の筋肉を意識しながら、運動や体に対する知識を学びましょう。



【日時】 7月7日～9月22日の
 毎週水曜日 午後1時30分～3時

【場所】 アクア新宮 地域交流室

【対象】 町内在住の65歳以上の人

【参加費】 無料

【講師】 日本ライフサポート推進協会

【必要なもの】 新宮さぼーたーず手帳
 (持っている人のみ)

※運動しやすい服装で参加してください。

【定員】 18人(先着順)

【申込方法】 窓口、電話

【申込期間】 6月7日(月)～11日(金)の
 午前8時30分～午後5時

【申込先】 町地域包括支援センター
 (町福祉センター内)

マイナンバーカード受け取りのための 臨時窓口を開設します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

受け取りは予約制です。あらかじめ電話予約し、来庁してください。

カードの申請や電子証明書の更新も可能です。希望する人は事前に予約をおねがいします。



【日時】

6月13日(日)午前9時～11時30分

6月27日(日)午前9時～11時30分

※予約人数には限りがあります。早めに予約してください。

行政相談委員に森さん、北島さんが再任

4月1日付けで、町の行政相談委員として森美行さん(三代)、北島凡夫さん(夜白1)が引き続き総務大臣から委嘱されました。任期は令和5年3月31日(金)までの2年間です。

行政相談委員は、行政サービスに関する相談や行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付けています。また、身近な相談役として、町の心配ごと・福祉なんでも相談にも携わっています。

問い合わせ先 役場総務課 ☎963-1730 (直)



▲森美行さん



▲北島凡夫さん

令和3年度児童手当現況届の提出について

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995 (直)

6月分以降の児童手当を受給するためには、毎年6月1日(火)における受給者の状況を現況届により届け出る必要があります。5月末に現況届を送付します。提出期間内に提出してください。

【提出書類】

- 現況届
- 受給者の健康保険証の写し
- 別居監護申立書
- ※受給者の住所と中学生以下の児童の住所が異なる場合は、提出が必要
- 児童の属する世帯全員の本籍地・続柄記載の住民票
- ※中学生以下の児童の住民票が他市町村にある場合は、提出が必要

【提出方法】

- ①返信用封筒で郵送(切手不要・消印有効)
- ②シーオーレ新宮1階子育て支援課へ持参

【提出期間】

6月1日(火)～30日(水)の午前8時30分～午後10時
※土曜日・日曜日にも提出できます。

【注意事項】

- 提出書類は記入漏れがないよう、提出前に必ず確認してください。
- 公務員には町から児童手当現況届を送付しません。勤務先で手続きをしてください。

運転に不安を感じていませんか

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734 (直)

高齢者の運転による事故を減らすため、町では満70歳以上の方が運転免許証を自主返納した場合に支援を行っています。

【対象】 次の要件をすべて満たす人

- 新宮町に住民登録があり、自主返納日時点で満70歳以上
- 運転免許証を自主返納した日から6か月以内(罰則や期限切れで取り消しになった場合を除く)

【支援品】 次の3つから1つ(1人につき1回限り)

- ①マリックス回数券2万円相当分
- ②ICカード乗車券 SUGOCA(スゴカ)カード1万5,000円相当分
- ③ICカード乗車券 nimoca(ニモカ)カード1万5,000円相当分

【申請に必要なもの】

- 申請書(地域協働課窓口または町ホームページで取得可能)
- 運転免許証を自主返納した際に警察署から発行される運転免許の取消通知書
- 自主返納された旨の記載がある運転免許証
- 印鑑(認印可)

【申込方法】 地域協働課窓口へ持参

※支援品は申請後、2～3週間後に地域協働課窓口にてお渡しします。(受け取りは原則として本人のみ)

後期高齢者健康診査のお知らせ

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直) / 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター ☎651-3111

後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病の発症や重症化の予防などの目的で、健康診査を実施しています。対象者には受診票を送付します。

【受診対象者】

- 後期高齢者医療保険の被保険者(長期入院者、施設入所者を除く)
- 生活習慣病の治療を受けている人も対象

【受診票送付時期】

- 令和3年4月末現在で被保険者の人 4月下旬
- 令和3年5月以降に75歳になる人
75歳になる誕生日の10日ごろ(誕生日前の受診はできません)

【自己負担金】 一律500円

【受診方法】

- ①かかりつけ医または前回健康診査を受けた医療機関などに、後期高齢者健康診査が受診できるか確認し、予約をする。(予約先がわからないときは、問い合わせください。)
 - ②健康診査を受診する。
受診の際は、必ず「被保険者証」、「受診票」、「自己負担金500円」を持参する。
- ※7月～12月実施の新宮町集団健診でも受診できます。集団健診は、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、中止(延期)する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

相談場所 役場2階 消費生活相談室
相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)
午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く
相談専用番号 ☎410-2182(開設時のみ)

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

警戒を続けてください！

新型コロナウイルス関連の相談が全国で急増しています！

事例

- ①公的機関を名乗る人から「新型コロナウイルスのワクチンが接種できる。キャッシュバック(返金)されるので10万円を振り込むように」と不審な電話があった。
- ②「新型コロナウイルス予防接種が優先的に打てる」と記載され、URLが付いた不審なメールが届いた。
- ③「《公式》給付通知」と称する不審なメールが届き、返信を求められた。
- ④役所を装ったメールが届き、金融機関の口座番号を入力するよう求められた。
- ⑤「インターネットサービスを一定額以上利用した人にお金を給付する」というメールが届いた。

アドバイス

- ①公的機関の職員や、行政から委託されたと名乗る業者などからの怪しい電話や訪問、メールなどには応じないでください。
- ②新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者には、取り合わないようにしましょう。
- ③今後、新たな勧誘が行われる可能性があります。不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、消費生活相談室にご相談ください。

【相談窓口】

- 消費者ホットライン「188(いやや!)」番
- ※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)

社 会 福 祉 協 議 会 の 窓

傾聴ボランティアによる

ふれあい10分コール そら

外出自粛などにより、人と会って話すことが難しくなっています。「誰とも話さずに1日が終わった…」という日々が続いている人はぜひ「ふれあい10分コール そら」にお電話ください。「傾聴ボランティアそら」がおはなしの相手をします。電話の際「ふれあい10分コール そら」とお伝えください。秘密は必ず守ります。

日程 6月4日(金)、11日(金)、18日(金)、25日(金)

時間 午後1時～3時

※通話時間は1人10分程度

料金 無料(通話料は自己負担)

対象 町内に住む人

※電話は1回線のため、お待たせすることがあります。

不登校・ひきこもりほっこりおはなし会

家族が学校へ行きしぶったり、不登校やひきこもりになったとき、本人や家族、周りの人はどうすべきか悩んでしまいます。

ひとりで悩まず思いを語り合ってみませんか。
※日程は、休館などにより変更する場合があります。無料で参加できます。

日時 毎月第3金曜日 午後1時～3時
(時間中はいつでもどうぞ)

対象 行きしぶりや不登校、ひきこもりに悩む本人や家族、関心のある人

場所 シーオーレ新宮 3階 会議室1

問い合わせ先 町社会福祉協議会
☎963-0921(直)



応援します！生け垣づくり

問い合わせ先 役場都市整備課 ☎963-1735(直)

町では「環境共生のまちづくり」を進めるため、生け垣づくりを奨励しています。

条件を満たした生け垣を設置する場合、町が費用の一部を補助します。

これから新たに生け垣を作ることや、今ある生け垣を作り直すことを考えている人は、この制度をご活用ください。詳細は必ず工事着工前に問い合わせください。

【対象】

町内の住宅や事業所の敷地内に、公衆用道路に面して延長3m以上の生け垣を設置する場合。ただし同一敷地内における補助金の交付は1回限りです。

【補助金額の計算方法】

補助金額＝①補助単価×②補助対象延長(補助金の限度額30万円)

①補助単価

○住宅の場合 工事費1m当たりの単価×3分の2
(単価の限度額2,000円)

○住宅以外の場合 工事費1m当たりの単価×2分の1
(単価の限度額1,500円)

※塀の撤去費などは含みません。

②補助対象延長

公衆用道路に面して設置される生け垣の延長(3m以上が条件)

